

◆艦載機移転を容認しない市民の闘いは続く

四月二十七日、全国で一か所だけ国政選挙が行われた。これは、福田良彦さんが衆議院議員を辞職し、岩国市長選に立候補したことによる補欠選挙である。「第二の岩国市長選」と呼ばれ、市長選同様保守系陣営はデマ、怪文書作戦がとられ、状況は厳しいと言われていた。しかし、結果的には、大差で平岡秀夫さんが当選した。市長選同様、「米軍再編」は争点からは外されてはいたものの、ここ数年平岡さんは国会でも米軍再編に關連する質問を何度もしており、岩国市だけを見ると、市長選における福田の得票率をはるかに上回る票が平岡秀夫さんに投じられたことから、岩国市民は艦載機の移転を今も容認していないことを表している。

その一方で、五月一六日、防衛省は突然山口県に対し岩国基地沖合移設事業の竣工通知を行った。しかし現地では今も埋立工事は続いており、埋立工事が完了したとは言いがたい。つまりこれは、二月七日岩国市民一八人が原告となり提訴した公有水面埋立法に基づく承認処分取消請求訴訟を終わらせるために国があわててでっち上げたものであることは明白である。このような国の在り方に抗議の声を上げ続けなければならない。

また、同じ頃、愛宕山地域開発事業についても「新住法」の廃止など、三件の都市計画手続きが提案され住民説明会が行われた。しかし新住法のどこにも「廃止」が可能な条文はない。そのことについて市民への適切な説明はなんらなされていない。しかも四分の三の土地は国に売りたいということで、防衛省に打診しているにもかかわらずそれが米軍住宅になることは明白なくせに、「マダ決まっていない。すべて未定だ」と具体的には一切説明しない。参加した市民はこのような不誠実な態度に怒りを露にしている。五月二十七日には公聴会が行われるが、今後も愛宕山をめぐる動向を注視して行かなければならない。沖縄で起こった一四歳の少女への米兵による暴力事件は基地の外に住む米兵によって引き起こされた。そのような事件を繰り返させるような愛宕山の米軍住宅転用を許さない姿勢を地元住民とともに貫かなければならない。

(大月純子／ピースリンク広島・呉・岩国)

定

広島・呉・岩国

名古屋

◆違憲判決を活かす闘いを!

先回、この定観測を書いたのが三月。その間、四月一七日に名古屋高裁で、航空自衛隊の活動はイラク特措法に違反、憲法九条一項に違反するという画期的な判決が出された。訴訟の会は、その後の総会で、この判決を活かし、この秋の臨時国会にも出されるであろう派兵恒久法の阻止と、自衛隊のイラクからの撤兵を実現させるべく、来年夏(イラク特措法の期限切れ)までは会を存続させ、活動を継続するという方針を出した。全国各地での判決学習会の開催を呼びかけ、署名も開始した。今後の活動にこの判決を生かすことが私たちに課せられた課題だと思ふ。

その、小牧基地には、二月に空中給油機(KC767)二機が配備された。四月三〇日からは、一日二回週八回を限度の試験飛行が始まり、今後一年間は実用試験を飛行開発実験団が行い、その後新設される飛行隊が一年間運用試験を行って正式に運用開始される。試験期間中に残り二機も配備される予定で、正式運用時には四機体制になる。言うまでもなく、空中給油機は、戦闘機などに空中での給油を行うことによって、戦闘機の戦闘能力が飛躍的に増大すると共に、「日米軍事再編」が進む今、米軍との共同運用の可能性もある。

空中給油機は、装置のテストが成功しないものがあり型式認定が受けられないという理由で当初の予定より一年も遅れて導入された。そして、五月二一日付け新聞報道によると、1号機が配備直後の受け入れ検査時に両翼の一部が損傷したという。当のアメリカの次期給油機は、このボーイングKC767は採用されず、エアバスのA330ベースのノースロップ・グラマンKC30Aが採用されたという。

安全性など二の次で欠陥を隠し、防衛利権をむさぼる輩が導入の背後に蠢いていると勘ぐるのはあながち間違いないように思える。この欄で何度も書いたが、小牧基地の滑走路は県営名古屋空港の滑走路であり、管理運営は県が行っている。昨年の、F2支援戦闘機の墜落事故、F18ホーネットの緊急着陸など常に危険と隣り合わせになっている。来る六月六日、私たちは何度目かの県交渉を予定している。小牧基地をこれ以上の派兵拠点にするな、という活動がイラク派兵違憲判決を活かす闘いに繋がる、と思ふ。

点

(山本みぎ／不戦へのネットワーク)